

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社A（以下「会社」という。）において建設作業及び土木作業に従事していた。

請求人によれば、数年前より右手の薬指と小指にしびれがひどくなり、左手の薬指と小指にもしびれが出るようになったため、平成〇年〇月〇日B病院に受診し「両肘部管症候群、末梢神経障害、両肘関節原発性変形性関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、中学校卒業以来約40年間の長期間の作業を勘案すべきとの意見を述べているので、以下検討する。

請求人に発症した傷病についてみると、C医師の意見書によると、請求人は右小指と左小指のしびれ感を訴えているが、両肘関節の変形性関節症と診断している。

請求人は、労働基準監督署の職員に対し、右手で釘を打っていると述べていることから、右利きであると認められ、本件傷病の発症は右側優位であるべきと考えられるが、上記のC医師の意見書によると、左右両側同時に発症していることが認められる。

さらに、D医師も意見書で、要旨「上肢作業に従事した相当期間の要件は満たしているが、それ以外は作業に起因する両肘部症候群でない。」、と述べ、別の意見書においても、要旨「作業態様に応じた特徴的变化と一般的加齢現象による変化と区別できず、変形性肘関節症が業務によるものとは認められない。」と述べており、当審査会としても請求人の作業の態様等からC医師及びD医師の意見は、ともに妥当なものと判断する。

したがって、約40年に及ぶ長期間の釘打ち作業等が本件傷病に影響を及ぼしている可能性は否定できないものの、その発症が業務に起因するという相当因果関係は認められない。

3 以上のおりであるから、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。